



建設省住指発第 643号-2
平 成 2年 9月 26日

日本国土開発株式会社
代表取締役社長
辻岡 聰 宏 殿

建設省住宅局建築指導課長



特殊な鉄筋継手の取り扱いについて

[異形鉄筋の継手 (C B工法)]

下記に掲げる標記の鉄筋継手については、昭和58年9月5日付け建設省
住指発第 273号の定めに基づき、同通知別添2の鉄筋継手使用基準の適用
を認めたので通知する。

なお、同基準の適用が認められた鉄筋継手の建築基準法施行令第73条第
5項の規定への適合性については、同通知で定めたとおりであるので、念
のため申し添える。